

禪戒思想論考

黒 丸 寛 之

江戸中期の曹洞宗学における禪戒思想の展開は、宗統復古運動に端を発した宗学興隆の気運と、黄檗宗の伝来に伴う授戒会の開建に刺戟されたものであるから、内容的には禪戒の本質は何かという宗義上の問題と、洞門の授戒儀軌はどのようなものであるかという実際的な問題とが、常に表裏の關係において論じられている。そして、禪戒思想の初期の段階では、宗義と史実が必ずしも明確に認識されないまま論議された傾向があり、そのために禪戒の本質的理解についても、また儀軌の歴史的解明についても、多年の歳月を費しながら而も今日に課題を残している点も存する。本稿では以下に禪戒思想の推移を主要な著述について概観し、その歴史的意義を省察してみたいと思う。

禪戒思想の半世紀に亙る史的経過のなかで、最初に洞門独自の禪戒の意義とその作法を、一宗の内外に宣揚したのは、周知のごとく円山道白（一六三六—一七一五）である。円山には、洞門では初めて「禪戒」の名を冠した『禪戒訣』と、来

客の質疑十八問に対して答えた『対客閑話』の著作が存するが、禪戒論議の直接的契機となつたのは、後者の『対客閑話』である。この著述は、正徳五年（一七一五）に円山の八十寿を祝して法嗣の三洲白竜が編纂し、漱石玄英が刊行したものであるが、十八項の問答の中で禪戒に直接關係があるのは、前三項の問答である。これは後の禪戒の論書からすれば短篇であるが、禪戒の由来、儀軌の伝承、授戒の心得など、後に論議の対象となつた重要な事項が述べられており、また当时流行の黄檗の弘戒法儀についての見解や、禪戒と教戒の区別、重受戒義の所説など、円山の禪戒思想を知る上で本書のもつ意義は大きいと言わなければならない。円山はこの書が刊行された正徳五年の八月に、八十歳を以て入寂したが、その四年後の享保四年（一七一九）には、石雲融仙（生寂年不詳）が『叢林葉樹』二巻を著して真向から円山の所説に反論し、これが禪戒論争の発端となつた。すなわち融仙は、当時長崎皓台寺の住持で円山と共に宗統復古運動を推進した独庵玄光

（一六三〇—一六九八）の『護法集』の立場を正統として、^① 己山の『対客閑話』に対して逐一反駁を加えたのである。その理由として融仙は、大乘菩薩戒は仏教諸宗に古今共通のものであつて、禪宗だけが特に禪戒を主張するのは誤りであるとするのであり、またこの立場から、^② 己山が禪戒の源流とする達磨所伝の一心戒についても「蓋し達磨大師の所伝は見性成仏のみ、波羅提木叉は与らず、^③ 己師の達磨大師所伝の一乗戒と謂うは異端なり」（原漢文）として、これを否定するのである。後に洞門の伝統的な理解では、^④ 己山・面山を中心とする宗学が正統の地位を占め、独庵・融仙の所論は異端とされたのであるが、融仙等の主張に非難されるべき点がより多く存するとはいへ、その立場が戒学に就いての禪宗の史実をふまえたものであるから、歴史的事実の指摘は容認しなければならぬであらう。そして、融仙が禪門に独自の戒は存しないとする禪戒否定の思想は、天桂伝尊（一六四八—一七三五）の宗学にも見出すことが出来るのである。

次いで、融仙の『叢林葉樹』が刊行されて更に五年後の享保九年（一七二四）に、江戸福寿院に住した甘露英泉（生寂年不詳）が『戸羅蔽髓章』一卷を上梓した。この著書は、仏教一般の戒律史を始め、各宗各派における伝戒の系統、並びに戒儀の内容等を解説したもので、歴史的に戒律の起原と相承から筆を起こし、受戒における羯磨・戒本・戒体等について

論じ、次に律・天台・法相・華嚴・真言・禪の六宗の順に、伝戒の状態・戒相・戒義等に関して詳細な記述がなされている。英泉は、この書を著した理由について「月舟幸に洞門を中興し、^⑤ 己山之承く、禪戒あることを識ると雖も、未だ戒学に富ならず、所説の言に於いて訛略少からず、予、禪戒を護念せんがために諸宗の戒髓を敲き、傍ら弘戒儀を辨ず、是れ此の書を撰する所以なり」（原漢文）と述べているように、本書は己山の禪戒論における欠点を補つて、禪戒の本旨を宣揚せんとしたものであることが知られる。しかも独庵門下の所論に対しては痛烈な批判を加えていることからしても、英泉自身としては「禪戒を護念せんがため」の著述であつたと思われるが、面山からは己山の批判に及んだ点が忌避され、「法において益なく、人において利あらず」（跋戸羅蔽髓尾・面山広録第二十二巻）として排除されるに至つた。当時、洞門では護教的な立場から、禪戒独自の意義を確立する必要に迫られていたとは思われるが、己山・面山系統の宗学に反する立論は総て異端邪説として斥けられた結果、禪戒に関する歴史的研究が以後殆んど途絶えてしまつたことは惜しまれる。英泉が『戸羅蔽髓章』を刊行した享保九年の八月は、恰も面山瑞方（一六八三—一七六九）が肥後の清潭寺において『仏祖正伝大戒訣』三巻を撰述し畢つたときにあたつている（同書下巻奥書）。この書が上梓されたのは延享五年（一七四八）で

あるが、面山が本書を撰述した享保年間には、禪戒に就いての未曾有の関心が宗内に高まつていたと考えられる。そのことは面山による序文にも「然るに時は澆末に下り、人は信根少く徒らに人我を競い、妄りに祖訓を味し正伝を輕蔑して、駁議紛然たり。余、味劣なりと雖も、苟くも緒属を永平に辱うす。拱黙するに忍びず、乃ち毫を把つて此の大戒訣を著す」

(原漢文)と記されていることから窺われるであろう。この『大戒訣』は上中下巻より成る大著であるが、上巻では、仏祖正伝の菩薩大戒は釈迦牟尼仏を戒源として、嫡嫡面授二十八伝して達磨大師に至り、達磨西来の後、歴代相承二十三伝して天童如浄に至り、永平道元に繼承されたことを示し、次に達磨の伝戒について光定・最澄の所説を挙げ、また栄西・明全・道元・辨円・覚心・師錬等の例をあげて、菩薩大戒伝承の跡を明らかにしている。中巻では、初めに「今仏祖正伝大戒の梗概を發揮せんと欲するに、専ら顯揚大戒論の所標に依り、略して証を仏經祖論に采る。是れ此戒と台宗円頓戒と其の趣を同くするに因つてなり。」(原漢文)と述べ、この趣意のもとに總論・声聞菩薩二僧差別・声聞菩薩二戒勝劣・共声聞漸修菩薩・不共声聞直往菩薩・直往菩薩戒大綱の順序に、それぞれ仏經祖論の所説と面山自身による要訣を示している。下巻では、直往菩薩十六条戒・授受軌則・持犯要義・懺悔大意・菩提行願について、三帰依・三聚淨戒・十重禁戒

の十六条戒に関する大乘經典の文証を中心に、菩薩戒の本領が發揮されている。この書は、洞門正伝の菩薩大戒は日本天台の円頓戒と、その所伝・内容を同じくするとの見地に立つて禪戒論を組織したものであり、禪戒思想史上において注目すべき著述である。

面山の『仏祖正伝大戒訣』が著されて、それがまた上梓されない時期、——すなわち一七三〇年代に刊行された禪戒の書に、指月慧印(一六八九—一七六四)の『禪戒篇』一卷がある。この著書は、己山の『禪戒訣』に次いで『禪戒』の名を冠した第二の著述で、享保二十年(一七三五)に撰述し、元文二年(一七三七)に公刊された。内容は戒源・得戒・伝持・戒次・戒伝・戒義・勸戒・受法・修懺・戒蔵の十章より成り、禪戒の本質を論じたものである。すなわち、初めに戒源では「唯信を戒源と為す」として、禪戒は信が基本であることを述べ、次いで得戒では自誓受戒を否定し、正師に就いて受戒すべきことを説き、伝持及び戒次では、三帰・三聚・十戒の護持とそれらの一如的關係が説かれ、再び根本的な意味での信——本証の信——が強調されている。そして戒伝では「今我が所伝は一經一論に依憑せる後人創立の謂にあらず、唯仏これを印し祖これを証し、聯綿相承して他岐を容れず。」(原漢文)と論じて、仏戒の相伝は仏祖の印証によることを示し、また戒義では、十六条戒の意義が「教授戒文」に基づいて拈

提され、いわゆる宗伝の戒義として、禪戒の真髓が開演されている。本書の核心をなすものは明らかにこの戒義の章であり、その所説は、仏祖の証明に基づいて戒学の根本真実を解明したものとして禪戒思想の流れの中でも一際異色である。

指月の『禪戒篇』が刊行された二年後の元文四年（一七三九）には、大虚喝玄（一七三六寂）の『永平丈室夜話菩薩戒義』一卷が永平寺から出版された。この書は、享保十七年（一七三二）に侍者がこれを輯録し、同年八月に喝玄が序文を認めているから、著述年次からすれば『禪戒篇』に先立つこと三年である。喝玄の自序によれば、当時菩薩戒についての議論紛紛たる状態を顧み、宗伝の菩薩戒は諸仏諸祖の本源であり行菩薩道の根本であるとの立場から、戒法についての妄議を破し、仏戒の本旨を挙揚せんとして述作したものであるとされている。内容は大事因縁・頓受戒法・漸受戒法・重受戒法・大小簡異・大戒歎徳・三種受法・受戒師範・布薩法儀・説戒因縁の十綱目より成り、博く仏典祖録を引用し、これに著者の見解を加えているが、その中で宗門所伝の菩薩戒は璣珞本業經に基づいて建立された羯磨であろうと述べ、また禪門の受戒法は必ずしも漸受を否定するものではないが、宗門の正伝は頓受戒法であると説くなど、戒学上の主要な問題が論じられている。面山は享保十七年十月にこの書に序文を撰し、また宝暦十三年（一七六三）には、面山が住した若狭の永福

庵からこれを再刊している。

喝玄の『菩薩戒義』に次いで刊行された禪戒の書は、前述の『仏祖正伝大戒訣』（二七四八）であるが、著者面山はこの書の刊行に先立つて『仏祖正伝大戒訣或問』一卷を撰述し、延享四年（一七四七）十月に自序を撰し『大戒訣』に附して印刻した。その理由として面山は、『大戒訣』を著してより以来、同書の所説に対して賛否両論があつたので、その中の主な質疑に応えて宿意を吐露したものである、と序文に記している。『大戒訣或問』は全篇三十二項の問答と総結の文より成り、伝戒・戒相・戒体・戒儀など禪戒に関する種々の事項が取り上げられ、面山の見解が明示されている。なお、面山がこれより後に上梓した戒法の著書としては、『若州永福和尚説戒』（一七六〇刊）、『梵網戒本口訣』（一七六三刊）、『得度或問』（一七六三序刊）等がある。

斯くの如く正徳・享保年間に端を発し、歳月の推移と共に多様に展開した禪戒思想は、宝暦八年（一七五八）に万仞道坦（一六九八—一七七五）が『仏祖正伝禪戒鈔』を刊行するに及んで、本質的解明の時を迎えるに至つたと見られる。すなわち、この書は後世禪戒研究上の第一の書として知られるが、万仞の撰する序によれば、当時洞門の戒学すでに地に墮ちて振わず、戒師と称する者も禪戒の本義については知るところなく、その説戒は徒らに教家の途轍に墮していたので、万仞

は偶々発見した経豪の梵網經抄を読むこと百遍、一隙の光明を得てこの禪戒鈔を上梓するに至つたと述べている。したがってその内容は「教授戒文」を禪戒の骨髓とし「梵網經略抄」を抄出してその註解となし、さらに經論中よりそれぞれの戒に関する文証を挙げて、禪門古来の戒法の意義を強調したものである。そして序文には「西天の結經、東地の翻譯前に先んじ、如來の正法を迦葉相伝してより以降、二十八代次第相承して少林大師に至る。其の所伝の法を以て、仮に名けて正法眼藏涅槃妙心と曰い、一大事因縁と曰い、威音那畔最大事と曰う。即ち是れ、之を禪と名づけ、之を戒と号す、禪戒の称由つて設くる所以なり。」（原漢文）と述べて、禪戒の真髓である禪戒一如の宗旨を高揚しているが、また一方では卷頭に規約六カ条を示して、本書の一般書肆における売買を禁じ、一宗の耆宿・伝戒の長老等の請本するもの以外には授与することを許さずとし、是より十五年後にはこれを毀板せよという如く、高遠な宗義が劣機の者によって安易に誤解されることのないよう、極力警戒しているのは注意すべきことである。ところで、洞門における禪戒の思想は、究極的には万侶が『禪戒鈔』を著した宝曆八年から遡ること四百四十九年、延慶二年（一三〇九）に稿了した『梵網經略抄』の戒学に帰する結果となつた。元来『梵網經略抄』は、経豪が『正法眼藏抄』を完成した翌年に著述されたものであり、『正法眼藏』

参究の成果の上に実を結んだ戒学であると見られる。したがって、『略抄』の戒思想が『正法眼藏』の仏法と本質的に相応するものであつたことは、昭和五十年度的の本学会紀要（第二十四卷第一号）に管見を記したのであるが、経豪によって禪戒の骨子が第一義の仏法として説かれていたことは注目すべきことである。例えば、その初めに「戒ハ制止ナリ、対治ナリ、制止ト云ハステニ釈迦牟尼仏始テ菩提樹下ニ坐シ給テ、無上正覺ナリ終テ結戒ヲ制止ト名カユヘニ、我与三大地有情ニ同時成道ト制止スルナリ、故仏戒ト云フ。」と道取するように、『略抄』の戒学は本来成仏の実相に基づく究竟清淨戒として説かれていたのであり、それは又やがて仏果を証せんがための因位における戒ではないから、「仏戒ハ其相無辺際是ヲ仏果ト云。」^① といひ「（仏戒ハ）是森羅百草ノ自道取也、以此道取仏戒受持ノ功德ト云フ、此外更果ヲ待事不^レ可有」と説かれる。この『略抄』の戒学の趣旨は、仏果位すなわち本証の境位における禪的实践を説くものであるから、仏戒を受持するということは、畢竟本証の禪を修行することに帰すると考えられる。このことは、不殺生戒の説示に「諸惡莫作」の修証を述べていることによつても知られるように、禪戒一如の本来の意味は証上の修行を説くものであつて、それが儀軌としての受戒によつて禪の本質が把握されるというようなことを意味するものではない。（註略）